人権のための行動宣言

１９９９年１１月

日本弁護士連合会

目　　次

人権のための行動宣言

（頁）

私たちのめざすもの …… 1

具体的課題

1．刑事手続 …… 3
2．思想・信条の自由 …… 3
3．個人情報の保護 …… 4
4．公害対策・環境保全 …… 4
5．社会保障と人権 …… 5
6．消費者の権利 …… 6
7．両性の平等 …… 7
8．労働者の権利 …… 7
9．子どもの権利 …… 8
10．健康と医療をめぐる人権 …… 9
11．障害をもつ人々の人権 …… 9
12．高齢者の権利 …… 10
13．在日外国人の人権 …… 11
14．少数民族の人権 …… 12
15．報道による人権侵害 …… 12
16．犯罪被害者の人権 …… 13
17．戦争被害者の権利 …… 13
18．沖縄基地の縮小，撤廃 …… 14
19．平和主義の普及と核兵器等の廃絶 …… 14
20．警察制度の民主化 …… 15
21．行政への市民の監視・参加の充実 …… 15
22．地方自治 …… 16
23．国際的人権保障システムの強化 …… 17

課題実現のための制度改革 …… 18

人権のための行動宣言

私たちのめざすもの

日本弁護士連合会は，恒久平和，基本的人権尊重，国民主権，国際協調を根本原理とする憲法の下に制定された弁護士法にもとづき，１９４９年に創立され，本年５０周年を迎えました。

今世紀は，戦争と民族虐殺などの暴力が繰り返され，人間の尊厳に対する危機が続きました。しかし，第２次世界大戦以降，人類の叡智は，過去の反省の上に立ち，平和と基本的人権を尊重する世界をめざして，わが国憲法や世界人権宣言，国際人権規約などの人権憲章を制定しました。これらにもとづき基本的人権を擁護し，平和を築く国際的な取り組みが国際連合を中心に始まりました。その後，公害の発生と地球環境の破壊が進んで，人類生存の基礎を脅かす状況が生じ，地球環境の保全についても国際的な取り組みが展開されるに至りました。現在，これらの課題について，国際連合等の国際的機関，国家間の合意，及び国際的な市民運動が一層推進されつつあります。

しかし，２１世紀においては，国際社会の政治・経済の動き，人口の激増，先端科学技術の発達等により，内外における平和と民主主義，基本的人権，地球環境の問題は，ますます深刻，重大になると予想されます。

日本弁護士連合会は，基本的人権の擁護と社会正義の実現の使命の下に，創立以来今日まで，幅広い分野において，さまざまな人権被害の個別的な救済，制度・運用の改善と立法的提言を行うなどの活動を続けてきました。昨年１１月には，「司法改革ビジョン」を公表し，司法制度を市民に身近で信頼され，個人の尊厳と人権を守るための制度に改革することを明らかにしました。

そして，本年，創立５０周年を迎えるにあたり，人権擁護活動を一層強化して，内外の期待に応えるために，これまでの活動の成果をふまえて，今後，重点的に取り組む課題を「人権のための行動宣言」として公表することにしました。

「司法改革ビジョン」は，司法制度の改革をめざすものであり，「人権のための行動宣言」では，平和の実現と民主主義の確立，基本的人権の尊重，地球環境の保全という，人権に関する具体的内容と行動を提示しました。両者は一体となって，日本弁護士連合会の課題と行動目標とそれらに対する決意を明らかにするものです。

「人権のための行動宣言」は，日本弁護士連合会の人権擁護に対する固い決意の下に，「具体的課題」と「課題実現のための制度改革」を明らかにしています。「具体的課題」においては，２０１０年までを一応のめどとして，日本弁護士連

合会が重点的に取り組む課題を示しております。そして，「課題実現のための制度改革」では，人権保障の砦となる司法制度を改革するとともに，人権侵害の救済と人権教育の推進をはかる「政府から独立した国内人権救済機関」の設置を求めております。

私たちは，「人権のための行動宣言」が提起している課題の達成に努力することは，国際社会と諸国家の責務であるとともに，私たち自身の使命であると考えています。２１世紀を迎えるにあたり，日本弁護士連合会は，「人権のための行動宣言」を表明し，広く会内外の人々と協力して，その実現に全力を尽くすことを誓うものです。

具体的課題

１．刑事手続

刑事手続及び被拘禁者の処遇を，憲法の理念をふまえ，国際人権法の水準に適合したものとするために，抜本的な改革に向けて行動します。

憲法は，刑事手続における人権の尊重と適正手続を保障しており，これにもとづいて刑事訴訟法が制定されましたが，運用において長所は活かされずに歪曲され，その結果，刑事司法の現状は人質司法，刑事裁判の形骸化と言われる状況に至っています。

私たちは，１９９８年１１月，「司法改革ビジョン」を策定し，刑事司法については，刑事手続を憲法の人権保障の理念をふまえ，国際人権法の水準に見合ったものとするために，次のような抜本的な改革を行うことを決意しました。

まず，裁判制度の改革として，法曹一元，陪審・参審制の実現のために行動します。

捜査段階の改革として，国費による被疑者弁護制度の確立，代用監獄の早期廃止，接見交通権・取調立会権の確立，起訴前保釈制度・起訴前証拠開示制度及び捜査の可視化の実現をめざします。

公判段階での改革として，全面証拠開示の実現，権利保釈制度の抜本的改革，公判の活性化をめざします。

上訴手続については，検察官の上訴制限の実現をめざします。

再審制度については，誤判の疑いがある場合に迅速な救済をする制度の実現をめざします。

被拘禁者の処遇については，日弁連・刑事処遇法案（１９９２年２月）にもとづき，国際人権法の水準に適合する監獄法の全面改正をめざします。

２．思想・信条の自由

思想・良心・信教の自由，表現・集会・結社の自由，通信の秘密等の人権侵害を許しません。

思想・良心・信教の自由，表現・集会・結社の自由，通信の秘密等は，人間固有の尊厳に由来する基本的権利であり，最大限に尊重されなければなりません。しかし今日，社会秩序の維持，犯罪捜査の目的などの名の下に，これらの人権を侵害する動きが強まっています。

例えば，国旗・国歌の法制化がなされ，これを強制する傾向が強まることが懸念されます。通信傍受法の成立によって，捜査機関が通信の秘密や個人のプライバシーを侵害する危険が増えました。住民基本台帳法の改正によって，政府によ

り個人情報が管理され，それが思わぬところに流通するおそれはさらに強まっています。

私たちは，公権力等により，これらの人権が侵害されたときは，侵害の事実を調査し，権利の回復，またはその侵害の防止のために必要な行動をとります。

また，これらの人権を侵害するおそれがある法制化には，強く反対し，必要な行動をとります。

３．個人情報の保護

個人情報にかかる情報主体の権利を保障し，個人情報を取り扱う行政機関，民間企業に対して，個人情報保護を義務づけ，プライバシーを含む個人の基本的人権の擁護に取り組みます。

個人情報には，個人の思想・信条・宗教などの内心にかかわるもの，病歴・診療内容などの医療に関するもの，学歴・成績等教育に関するもの，家族や経済生活に関するものなど，多様な情報があります。

これらの個人に関する情報は，個人のプライバシーに触れるばかりでなく，個人の人格の一部を形成し，個人の尊厳にもかかわるものです。したがって，この侵害は，憲法の基本的人権規定のすべての条項に抵触すると言えます。

ところが，情報化社会と言われる今日，行政機関は，大量の個人情報を保有し，民間企業も営業目的で個人情報を収集・利用し，個人情報の売買すら行われています。これに対して，私たち個人は，誰が，どのような自分の情報をもっているのか，それがどのように使われているのかを知らされていません。思わぬところに情報が流通したり，誤った情報が流れたりして，権利侵害が生じることも稀ではありません。

今，自治体でも，個人情報保護条例の制定や見直しを行うところもあり，政府も法律の制定作業を開始しています。私たちは，個人情報を収集するにあたっては，目的を明示して同意を得ること，その目的外の使用は原則として認めないこと，そして自己情報の開示，訂正，削除の請求権を明確に定める条例，法律の制定を求めています。個人情報の保護制度を確立することが，きわめて重要となっています。

私たちは，個人情報の保護制度の確立に取り組むとともに，その侵害に対しては救済活動を強めます。

４．公害対策・環境保全

公害を根絶・予防し，現在及び将来の世代が等しく自然の恵沢と良好な環境を享有できるよう，環境権・自然享有権を確立して，人間の尊厳が確保される社会を実現するために行動します。

わが国では，１９６０年代以降の高度経済成長による開発優先の経済政策や安

全性を無視した利潤追求至上主義の下で，深刻な産業公害が多発し，多くの住民の生命・健康が奪われ，地域生活も破壊されました。有害物質によって大気，水，土壌も汚染されました。

かつて山紫水明を誇ったわが国の国土は激しく改変され，各地の原風景の多くが失われたばかりか，自然生態系が破壊され，生物多様性が損なわれつつあります。

原子力施設からの放射性物質や，廃棄物処理施設等から漏・排出されるダイオキシンなど数多くの有害物質が，人類の生存に重大な脅威を与えています。

公害の多発と環境破壊は，地球温暖化等にみられるように地球的規模で進行し，人類の生存基盤をも損ねるほどの深刻な事態となっています。

公害・環境問題は，まさに，人類の存続に関わる重大な人権問題です。

このような２０世紀末における「環境の危機」と言われる状況を招いた原因を克服するために，次の３点を確立しなければなりません。

第１に，自然の恵沢と良好な環境を享有できる社会を実現するためには，環境優先の原則を確立することが不可欠です。私たちは，そのための権利として，公害の事前予防と環境保全をはかり，原告適格や訴えの利益を拡大するための環境権・自然享有権を提唱しています。

これを基本的人権としてはもとより，差止請求などの訴えを起こすことのできる私法上の具体的な権利として確立することが必要です。

第２に，環境に影響を及ぼすおそれのある活動に関して意思決定がなされる場合には，環境関連情報をすべて公開し，その問題に関心のあるＮＧＯ・市民が，その意思決定の各段階において参加する機会が保障されなければなりません。

第３に，公害・環境問題の解決にとって重要な役割を担うＮＧＯ・市民は，環境に影響を及ぼすおそれのある活動について，自ら，これを環境保全の観点から是正するための司法手続に関与することができなければなりません。環境保全に関し，何人も訴えを提起できるとする「市民訴訟条項」を環境基本法等で定めることが是非必要です。

私たちは，２０世紀の「環境の危機」をもたらした大量生産・大量流通・大量消費・大量廃棄型の社会に訣別し，２１世紀を環境への負荷の少ない資源循環型社会，永続可能な社会を実現する「環境の世紀」に転換するために，全力を挙げて取り組みます。

５．社会保障と人権

社会保障の諸制度が，人々に安心感をもたらし，公的責任にもとづいて人間の尊厳及び平等の権利を実現するものとなるよう行動します。

憲法において，生存権の規定が新たに基本的人権の条項として付け加えられ，また憲法１３条は，個人の尊厳と幸福追求の権利を尊重すべきことを宣言しています。

世界人権宣言，国際人権（社会権）規約は，「すべての人は，社会の一員として，社会保障を受ける権利を有する」と定めており，政府は，すべての人に対して社会保障の権利を実現すべき義務があります。

しかしながら，戦後５０余年のわが国社会保障の歴史は，公的扶助，年金制度，医療保険，公衆衛生，福祉サービスなどの諸制度を発展させてきたとは言え，その内容や運用においては，なお恩恵的発想と多くの差別的取扱いを残しており，人間の尊厳よりも財政的事情が優先させられています。

しかも現在，少子・高齢化，低経済成長を理由として，「規制緩和」のもとに，行政の責任を軽減し，措置から契約へ転換しようとする「社会福祉基礎構造改革」の路線が実行されようとしており，財政的な理由から社会保障を真に必要としている人々に保障が与えられなくなる事態が憂慮されています。

社会保障とは，人々に安心をもたらすものでなくてはなりません。不合理な差別がなく，人間の尊厳が守られ，高齢者，障害者をはじめ，すべての人に権利として，健康で，文化的な生活が保障されなければなりません。私たちは，「人権としての社会保障」の実現に取り組みます。

６．消費者の権利

消費生活の安全と公正の実現をめざし，消費者被害の予防と救済のために力を尽くします。そのために，「人権としての消費者の権利」の確立，消費者契約法の制定や個人破産法制の改善をはじめ，消費者保護に実効ある法制度の整備と消費者の主体的地位の確立とを課題として，消費者とともに諸運動を積み重ねていきます。

今日の経済社会では，基本的人権としての生存権の具体化とその発展を期するためには，消費生活の充実が求められます。誰もが望む，安全で，快適で，しかも多様な生活を実現するには，事業者が消費者に提供する商品やサービスの質と価格を適正なものにすることが必要です。

ところが，事業者と消費者とは，自ずから力量に格差があり，知識も情報も不十分な消費者は守られません。今，消費者被害はあらゆる分野で噴出しており，その予防と救済のための制度はまことに貧弱です。

この事態を改善して，国民生活の安全と公正を実現するために，まず私たちは現行の消費者法制を最大限に活用した諸活動を行います。しかし，現行法制度には限界があり，実効ある消費者利益擁護の法制度整備のための活動が必要です。商品の安全確保，取引被害の根絶，多重債務問題の解決等々の諸分野において，消費者契約法制定をはじめとする消費者の権利を擁護し，伸長するための法制度の確立が緊急の重要課題となっています。さらに，「消費者主権」の確立を求め，消費者を権利主体とし，消費者自身の能動的な活動によって，事業者との実質的対等性を確立し得る道を開くこと，それが消費者運動の目標です。そのためには，消費者に対する情報提供と消費者教育の充実，消費者の諸活動に対する支援が必

要です。
私たちは，これらの実現と消費者の権利確立をめざして，消費者の地位を「真の主権者」とするために，消費者とともに諸運動を積み重ねていきます。

７．両性の平等

あらゆる分野での両性の実質的な平等を確立し，男女雇用機会均等法の改正，深夜・時間外・休日労働の男女共通の法規制，男女平等教育の推進，選択的夫婦別姓の実現など民法の改正，女性に対する暴力を防止するための法整備等に力を尽くします。

あらゆる分野での女性に対する差別の撤廃，両性の実質的平等の確立は，憲法の理念でもあり，女子差別撤廃条約，国際人権規約，ＩＬＯ条約等に示されるように世界の流れでもあります。しかしながら，今日わが国においては，社会制度や社会慣行，慣習においても，依然として性差別は残っており，これらを支える「男は仕事，女は家庭」という固定的性別役割分業意識も根強く存在しています。
政策決定への参画についても，国際的にきわめて低い水準にあります。
１９９９年６月，「男女共同参画社会基本法」が成立しましたが，今後は女性が少ない職種，職場，分野で女性の比率を高めるために，とくに女性を優先的に処遇する「ポジティブ・アクション」が必要です。
雇用の分野では，依然として男女差別が強く，とりわけ賃金格差は先進国中でも特に著しく，男女雇用機会均等法を改正し，間接差別も含め罰則付きで差別を禁止するとともに，実効性のある救済機関をもうける必要があります。
家事・育児・介護は，現に女性が担わされており，しかも保育所や高齢者の介護体制など社会的基盤の整備が不十分ななかで，労働基準法の「女子保護規定」が撤廃され，女性が，人間らしく働くことと家庭生活を維持することの両立が困難になっています。女性の権利を守るだけでなく，男性の長時間・過密労働をなくし，男女ともに人間らしく豊かに生き，働くことができるように，時間外・深夜・休日労働の男女共通の法規制が急がれます。また，多くの女性の願いである選択的夫婦別姓をはじめ非嫡出子相続分差別廃止など，民法の改正も早期に実現されなければなりません。女性の自立を促し固定的性別役割分業意識を変更するためにも，学校等においても男女平等教育が推進されなければなりません。
女性に対する暴力についても，女性が被害から逃れ，自立して生きるための社会的基盤の充実とともに，その防止のための法整備が重要です。

８．労働者の権利

すべての労働者が，人間らしく，健康で，働きがいのある労働をしていくために，労働者の働く権利と適正な労働環境の確立に努力します。
解雇や雇い止めの濫用を規制し，労働時間，とりわけ深夜・時間外・休日労働の規制を確立するなど，労働条件の安定・向上のために行動します。

日本の労働環境は，大きく変容しつつあります。憲法は，国民の労働の権利・義務を定め，人間らしく，健康に働くため，労働条件を法律で定めること，労働者の団結権・団体交渉権その他の団体行動権を保障し，労働基準法をはじめとする種々の労働法制は，この労働者の憲法上の権利を保障するために定められました。

しかし，現実の労働実態は，このような憲法上の権利からほど遠く，長時間労働や男女の賃金格差など，国際的に見ても労働条件は劣悪です。

経済環境が大きく変化するなか，終身雇用制や年功序列型賃金制度が崩れ，パート労働者，派遣労働者などの不安定雇用労働者が増大しています。

長時間，あるいは深夜に及ぶ労働は，過労死や家庭崩壊などの問題を引き起こしています。

昨今は，経営上の必要から，大量の労働者を一挙に解雇することが行われ，失業率，失業者数を増大させています。

私たちは，憲法やＩＬＯの条約・勧告にもとづき，すべての労働者の働く権利が保障されるとともに，労働者としての権利が尊重され，人間らしく，健康で，働きがいのある労働をすることができるように力を尽くします。

９．子どもの権利

子どもは，権利の享有主体であるとともに権利の行使主体であることを，社会全体の認識にし，競争的な教育制度の改善，体罰・虐待の根絶，子育ての支援策の充実，学校教育等での人権教育の充実に取り組みます。あわせて，少年司法を，適正手続と少年の成長発達権を保障するシステムに改革します。

子どもの権利条約の基本理念である「権利の享有主体であり，行使主体である子ども」を中心にすえて，子どもを取り巻くさまざまな問題について，法的対応を講じる必要があります。とりわけ１９９８年５月に開催された国連子どもの権利委員会で指摘されたように，日本の子どもは差別・選別的な教育制度の下で，ストレスにさらされており，不登校も多く，１９９８年度の不登校の小中学生は１２万８０００人にのぼっています。同委員会は，不登校・登校拒否を防止し，かつこれを改善，解決するための適切な措置をとるように勧告しています。競争的な教育制度の改善は緊急の課題です。

児童相談所が実施した児童虐待に関する相談・通告件数は，１９９０～９７年の間に，約５倍と急増しています。子どもの虐待防止，いじめ・体罰を根絶するための包括的プログラムの開発が求められています。

さらに，わが国は少子・高齢化社会を迎えていますが，核家族化もあって家庭や地域の教育力の減退がすすみ，子育てに対する不安も大きく深刻になってきている中で，子育て支援等の充実も急務です。さらに，学校教育でも，生涯教育を含む社会教育でも，人権教育をより充実させるために，教科書の記述内容の充実，

人権副読本づくり，授業や講座への弁護士の派遣を進める必要があります。
少年司法の分野では，大人よりも防御能力に乏しい少年が，弁護士の援助もなしに警察の密室で取調べを受け，審判段階でも弁護士の選任が保障されていません。試験観察の減少と短縮化に象徴されるように，家庭裁判所のケースワーク機能は後退しています。保護観察所，児童自立支援施設，少年院での処遇内容の充実化も求められています。
私たちは，捜査の可視化，国選弁護士付添人制度の採用，適正手続の保障，少年が非行事実を争う事件については，少年の選択権を保障した対審構造の導入をはかります。あわせて，家庭裁判所の裁判官，調査官の増員をはじめ，処遇を含む少年司法関連機関の人的・物的拡充を求める行動を強めます。

10. 健康と医療をめぐる人権

すべての者に，到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利が保障されるために，医療及び医薬品に関する法制度の改善を通じて「健康権」の確立とインフォームド・コンセントの定着，医療被害の防止と被害者救済制度の確立を目指して力を尽くします。

すべての人が，到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利をもっています（国際人権〔社会権〕規約１２条）。憲法２５条は，健康で文化的な生存の保障を国の責務として明記しています。国は，国民の生命・健康を脅かす公害の防止，労働環境，環境衛生の改善に努めるとともに，医療及び医薬品の供給が適切に行われるように監督する責任があります。
私たちは，健康と医療をめぐる人権，なかでも「患者の権利の確立に関する宣言」（第３５回人権擁護大会，１９９２年）で述べたインフォームド・コンセントの定着，「医薬品被害の防止と被害者救済のための制度の確立を求める決議」（第４１回人権擁護大会，１９９８年）の実現をはかり，カルテ開示の法制化，医薬品被害防止のための情報公開，市民も参加する外部監視機構の整備等をめざして取り組みを強め，「健康権」の確立をめざします。

11. 障害をもつ人々の人権

障害者の人間としての尊厳を損ない，社会参加の機会を奪う差別法規を早期に撤廃し，障害をもつ人々の「完全参加と平等」とすべての人々が共に平等に生きるノーマライゼーション社会実現のために行動します。

国連の障害者権利宣言（１９７５年）は，「障害者は，人間としての尊厳を尊重される固有の権利を有する。障害者は，その障害及び能力不全の原因，性質及び程度のいかんを問わず，同年齢の同市民と同じ基本的権利を有し，この権利は，とりわけ，できる限り通常で完全な，相当の生活を享受する権利を含む」としています。

これと対比したとき，わが国の障害者基本法や身体障害者福祉法，知的障害者福祉法，精神保健福祉法，及び障害者の雇用促進に関する法律とその実情は，きわめて不十分なものがあり，法制度の改正が必要です。障害者基本法は，ノーマライゼーションの理念の下に，障害者が自分らしく働き，生活し，必要な医療や介護サービスを受ける基本的権利を保障するものでなくてはなりません。

また，心身の障害を理由に資格や権利を制限する「欠格条項」や「取得後欠格条項」を定めた法令が，なお多数存在します。

テレビ，ラジオや出版などの情報へのアクセスについても，手話通訳，字幕，音声の挿入が十分には保障されておらず，さらには著作権法第２０条や公職選挙法第１５０条のように，これを結果的に制約する規定まである現状は放置すべきではありません。官公庁や学校・警察・司法機関など日常生活に必要な施設や場所に，手話や点字による会話や意思疎通のできる体制など心身の障害に対する対応が確保されていないため，障害者が不利益を受けたり，参加すること自体をあきらめたりする場合が多くあります。

私たちは，これらの「欠格条項」を憲法や国際人権法の基準に照らして検証し，不合理なものは撤廃を求めます。また，障害があっても一定の援助があれば，その職務の本質的機能を差し支えなく遂行できる場合には，援助を行うことを社会体制として整備するとともに，就学，就職の機会を保障し，所得保障，裁判を受ける権利，参政権など，すべての面について障害をもつ人々の「完全参加と平等」を実現するよう求めます。

公共建物や駅舎，道路，交通機関などの施設が障害をもつ人々にとっても安全で利用しやすいものとなるよう，ノーマライゼーションの理念を実現するために努力します。

12. 高齢者の権利

高齢者の尊厳にみちた豊かな生存を保障し，高齢者自身の自己決定や権利擁護にかなう成年後見制度の確立，介護保険の改善，高齢者の人権やプライバシーに配慮した地域権利擁護制度の改善に取り組みます。

超高齢化社会を迎えつつある今日，国民の圧倒的多数が介護をはじめ老後に不安を感じている現状があります。また，介護を必要とする高齢者のうち，在宅・在施設を問わず，無権利状態に近い者も少なくありません。しかし国は，未だに高齢者の権利主体性を明確にした基本法を制定するに至っていません。

すべての高齢者の尊厳の尊重と，その尊厳にふさわしい処遇の保障を明確にした高齢者基本法が早急に制定される必要があります。成年後見制度も高齢者の自己決定権を尊重しつつ，より利用しやすいものに整備・充実していく必要があります。また，介護保険については，高齢者の経済的負担の軽減，全国水準にもとづく同等の良質のサービスの確保，高齢者の選択を受け入れられるだけの介護サービスの基盤整備，要介護認定にあたってプライバシーや権利侵害防止のための

手続規定の整備，実施の諸基準やサービス内容，施設についての情報開示のシステムが必要です。

現在，厚生省がすすめている「地域福祉権利擁護事業」は，社会基礎構造改革の第一石であり，改正が予定されている社会福祉事業法の中に権利擁護を積極的に盛り込むなど，いくつかの問題点を解消して制度の信用性を高める必要があります。その上で高齢者の自己決定権を尊重しつつ，成年後見制度と相まって判断能力の減退した人々の助けとなることを期待します。

13. 在日外国人の人権

在日韓国・朝鮮人をはじめとする永住外国人の人権を侵害している外国人登録証の常時携帯制度，再入国許可制度の適用などを廃止し，外国人学校の学校教育法上の卒業資格，公務への就任や地方参政権の承認など，一部在日外国人の人権を擁護し，異文化と民族の多様性を受け入れ，その人権を尊重して共生する社会となるよう努力します。

１９９７年，日本の登録外国人は約１４８万人で，その内「韓国・朝鮮」籍は約６４万人（約４３．５％）に上ります。

基本的人権は，国籍の如何を問わず尊重されるべきものであり，また，国際人権（自由権）規約２７条は，少数民族について，「自己の文化を享有し，自己の宗教を信仰し，かつ実践し又は自己の言語を使用する権利」を有することを定めています。ところが，政府は，日本に永住する外国人のこのような権利を侵害する，外国人登録証の常時携帯，永住権者への再入国許可制度の適用などを堅持する政策をとっており，国際人権（自由権）規約委員会の最終見解（１９９８年１１月）で，その是正を求められています。これらの人々が学ぶ外国人学校の学校教育法上の卒業資格，公務に就くことや地方参政権についても承認すべきであり，私たちはその実現に向けて，これからも努力します。

近年日本社会は，急激に国際化しましたが，著しく増加した出稼ぎ外国人労働者は，ほとんど無権利状態のまま放置され，不法残留を理由に劣悪な労働条件を余儀なくされています。入管収容施設においても，不当長期の身柄拘束や虐待等の人権無視の扱いを受けており，外国人に対する外国人登録証明書の常時携帯義務の強制も過度の規制です。

また，在留資格を問わず，緊急的に必要となる医療や生活保護の適用について，外国人を差別する扱いは，人道上のみならず国際人権法上も問題です。

ヨーロッパ諸国では，民族差別法や人種関係法を制定し，外国人の人権擁護制度を整備しましたが，日本政府は差別撤廃に対して消極的であり，その改善は急務です。

14. 少数民族の人権

政府がアイヌ民族に対し，経済的な格差や高等教育における差別の解消をはかるとともに，先住民族の文化享有権の内容として，伝統的な土地・資源利用の権利を保障するよう取り組みます。

日本人（和人）が進出する以前から北海道を含む北方圏に居住していた先住民族であるアイヌ民族に対して，明治以来の北海道開拓の歴史において，国は，アイヌ民族固有の生活手段を奪い，伝統的生活様式やアイヌ語の使用を禁じるなど，徹底した日本人同化政策をとってきました。ようやく１９９７年５月に，「アイヌ文化振興法」が，アイヌの人々の北海道における先住性を承認し，明治以来の同化政策がアイヌ文化の破壊をもたらしたことを認めた上，「旧土人保護法」を廃止し，アイヌ文化の振興と伝統の普及と知識の啓発を目的として制定されるに至りました。

しかし，同法には，アイヌ民族が求めた経済及び生活全般に対する施策は盛り込まれていません。また，経済的格差や高等教育における差別が存在します。国際人権（自由権）規約委員会の最終見解においても，「委員会はアイヌ先住民族少数者の人々について，言語および高等教育における差別，ならびに先住地に関する権利が認められていないことに懸念を有する。」と指摘されました。

私たちは，アイヌ民族の人権が守られ，政府がアイヌ民族に対し，経済的な格差や高等教育における差別の解消をはかるとともに，先住民族の文化享有権の内容として，伝統的な土地・資源利用の権利を保障するよう取り組みを強めます。

15. 報道による人権侵害

報道機関による人権侵害防止と救済のための制度の実現に取り組みます。個人の尊厳を守り，国民の「知る権利」に資する報道を強く求めます。

個人の名誉・プライバシーの権利は，国際人権（自由権）規約１７条，憲法１３条により保障される権利です。ところが，一部マス・メディアによる営利主義にもとづく，興味本位の報道は，しばしば個人の権利を侵害してきました。

報道機関による人権侵害は，報道された者にとって，回復困難な重大な被害をもたらします。取材・報道によって関係者の人権を侵害した場合には，訂正・名誉回復措置を自主的，速やかにとることができるような社内制度（社内オンブズマンなど）を創設・充実するとともに，新聞・雑誌などのプレス（活字メディア）は，「報道評議会」などの独立した第三者機関を自主的に設置し，報道の自由を守りつつ，報道被害救済の実現に努めることが必要です。

他方，報道機関は，国民が知る必要がある情報について，必ずしも十分な提供をしていないという批判もあります。

私たちは，報道機関に対し，報道の本来の機能である，国民が「知る権利」にもとづいて求める必要，十分な報道をするための一層の努力を求めます。

16. 犯罪被害者の人権

犯罪被害者の人権を保障するために，犯罪被害者基本法の制定など支援システムの実現に力を尽くします。

犯罪被害者問題への国の取り組みは，１９８０年に制定された犯罪被害者等給付金支給法を除いて見るべきものがありません。しかも同法は，死亡，重度の障害者に限定された見舞金の支給を定めるにすぎません。被害者の置かれた状況を十分考慮した多面的な法制度を早急に整備する必要があります。

一方，いわゆる「国連被害者人権宣言」（１９８５年・国連総会第４０回会期決議４０／３４）が求めるように，被害者には十分な情報が提供され，適切な援助が与えられ，その家族を含めた安全及びプライバシーを守るための制度が確立されなければなりません。また，精神的，身体的及び経済的な被害から，適切かつ早期に回復できるための援助がなされなければなりません。

私たちは，国がこれらの施策に積極的に取り組むよう促すとともに，自らの責務として，犯罪によって被害を受けた人のための犯罪被害者基本法の制定など，支援システムを実現し，二次被害の防止，事件情報の入手，司法手続への支援，心のケアなどの援助の活動に取り組みます。

17. 戦争被害者の権利

先の大戦において，わが国がアジア・太平洋地域で行った住民虐殺・生体実験・性的虐待・強制連行・強制労働・財産の収奪・文化の抹殺・環境破壊等の重大な人権侵害の事実を直視し，その被害回復の実現に力を尽くします。

戦争は最大の人権侵害です。とりわけ，一般人民に対してなされる殺戮，せん滅，奴隷的虐待，追放，その他の非人道的行為，若しくは政治的又は人種的理由に基づく迫害行為は，国際人道法上の違法行為として厳しく断罪されなければなりません。また，違法に人権の侵害を受けた者が効果的な救済を受けることは当然です。

わが国は，国家間の戦後補償問題については，関係諸国との賠償条約の締結等によって一定の解決をはかってきましたが，直接被害を受けた住民に対する補償は視野のうちに入れてきませんでした。人間の尊厳の確保と国際正義の要請するところに従い，従軍慰安婦とされた女性を典型とする戦争被害者に対して，その人権侵害の事実を究明し，責任の所在を明らかにするとともに，被害回復の措置を講ずるべきです。

わが国の憲法は，「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意して」制定されました。侵略戦争に対する反省こそが憲法の原点です。この原点をふまえて，過去の歴史を直視し，国際人道法違反の諸行為を自らの手で厳正に究明して，被害者に対する正当な補償と名誉回復の措置を実

行することは，近隣諸国民との真の友好を確立するとともに，平和構築への第一歩でもあります。

「平和は，人間の生存とすべての人権の前提であるとともに，人権の尊重なくして真の平和はありえない。」（第２６回人権擁護大会，１９８３年）

私たちは，この宣言を決して風化させません。

18. 沖縄基地の縮小，撤廃

沖縄の軍事基地の整理縮小と可能な限り早期の撤廃を求め，その実現に取り組みます。

日米地位協定の見直しを求めます。

１９７２年５月１５日，沖縄の施政権は返還され，国民多年の宿願は一応達成されました。しかし，沖縄１００万の県民にとって，強大な米軍の軍事基地は，２１世紀を迎える今日に至っても，復帰前とほとんど変ることなく存在し，その一部は特別な立法措置をもって自衛隊等が引き続き使用するなど，機能的にはむしろ強化の傾向さえ窺われます。これら軍事基地の存在は，平和で豊かな沖縄の建設にとって，大きな障害となっています。

政府及び国会は，このような沖縄の現状を直視し，これら軍事基地の整理・縮小と可能な限り早期の撤廃をはかり，もって平和と人権尊重を基調とする憲法の下，県民の人権回復と福祉の向上を期すべきです。

私たちは，沖縄の軍事基地の整理・縮小と可能な限り早期の撤廃をはかること，日米地位協定につき早急に見直しを行うことを政府等に要求し，その実現に取り組みます。

19. 平和主義の理念の普及と核兵器等の廃絶

憲法の平和主義の理念を，わが国の内外に普及・定着させ，平和教育を徹底させることをめざします。

政府に対し，非核３原則の厳守を求めます。

各国政府に対し，核，生物・化学兵器，地雷の開発，製造・貯蔵，実験，使用等の即時停止とその製造設備の完全廃棄の実現及び軍縮を働きかけます。

平和は，人類の生存とすべての人権尊重の前提であり，また，人権の尊重なくして真の平和はありません。日本国憲法が，「平和のうちに安全に生きる権利」を保障しているのもこのためです。

私たちは，世界人権宣言及び憲法の精神に立って，世界のあらゆる国々に対し，平和と人権を脅かす核，生物・化学兵器の開発，製造・貯蔵，実験，使用等の即時停止とその製造設備の完全廃棄と軍縮を要求し，政府に対しては，非核３原則の厳守を求めてきました。これからも，これらを強く求めるとともに，今日的課題である地雷の製造・使用の廃絶を求めていきます。

２１世紀において，平和のうちに安全に生きる権利を実現するために，平和教育を徹底させ，憲法の平和主義の理念を内外に普及・定着させることをめざします。

20. 警察制度の民主化

警察が，真に市民のための存在として，その責務を適正に果たすよう，国家ないし都道府県公安委員会のあり方を抜本的に改めること，及び警察予算の使途，組織運営等の情報公開，また警察人事の民主化，警察官に対する人権教育などを通じて警察活動が適正に行われ，かつ市民や議会による監視とコントロールの下におかれるよう求めます。

警察は，「個人の生命，身体及び財産の保護に任じ」るものとされ，「その責務の遂行に当つては，不偏不党且つ公平中正を旨とし，いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない」とされています（警察法２条）。

しかるに近時，警察の人事と予算，権限と活動範囲とがますます拡大・強化されているにもかかわらず，その組織運営が不透明であり，また再三報じられる警察官の不祥事や権限の濫用，人権侵害事例についても，その調査，監督，処分が適正に行われているか疑問の余地があります。

私たちは，第３２回人権擁護大会（於・松江市，１９８９年），第３７回人権擁護大会（於・山形市，１９９４年）において，警察民主化の改善を提言してきました。

しかしながら昨今の状況は，警察組織の自己浄化能力に期待することができず，警察法１条にいう「民主的理念を基調とする警察の管理と運営を保障」するためには，その初心に帰り，国家ないし都道府県公安委員会が，本来予定する監督権限の適切な行使を行うよう，現在のあり方を抜本的に改めること，及び警察予算の使途，組織運営等の情報公開を通じて市民や議会によるコントロールがなされること，また，警察人事の民主化，警察官に対する人権教育などを通じて，警察活動が適正に行われるよう求めます。

21. 行政への市民の監視・参加の充実

行政の不正と腐敗を許さず，国民主権を実効あるものとするために，行政に対する司法審査を充実・強化するとともに，行政情報のより一層の公開を実現させ，市民による行政への監視・参加に取り組みます。

最近の自治体での情報公開の結果によれば，官官接待や公共工事を巡る談合などの不正義がまかり通っています。また，総務庁における行政に対する苦情相談は年間５万件を超えています。不透明なもたれ合いや事前調整型処理によるのでなく，法と正義にもとづく公正で公明なルールに従った運営が必要です。そのた

めには，行政に対する司法審査を充実・強化するとともに，誰でも，どこでも費用の心配なく，不服申立や裁判を通じて行政の活動をチェックし，権利の保障を受けられるよう行政不服審査法，行政事件訴訟法を改正する必要がありますが，それまでの間は，現行法上も可能な処分性，原告適格の拡大，義務付け訴訟などを広く行政訴訟において認めさせていく必要があります。

行政活動に関する情報は，国民に開示し，説明し，行政責任を国民に対して負うことが国民主権の基本原理であり，国民には「知る権利」があります。

情報公開法は，２００１年に施行されます。私たちは，この制度を活用し，様々な分野での情報公開を求め，行政の透明化を実現し，人権の観点から，行政行為に対する点検，批判を加え，行政手続法の充実・強化を求めます。

22. 地方自治

地方の政治が国の政治の基礎であり，人権を保障する上でも地方自治は不可欠であるとの認識に立って，地方自治の本旨にもとづいて，地方政治の自主性・自立性を確立することを求め，住民参加の活動を支援します。

地方自治を定めた日本国憲法の規定があるにもかかわらず，わが国の地方政治には，中央集権的官僚行政の下で，地方がその責任で行う仕事は大幅に限定され，人事までも干渉され，本来あるべき地方自治は大きく歪められてきました。

とりわけ，「三割自治財政」といわれるように，自治体は，国から機関委任事務など国の仕事を請け負わされながら，税収入は国の６割程度しかないため，財源を国に求めざるを得ない仕組みが問題です。

１９９９年７月，機関委任事務の廃止などを内容とする「地方分権一括法」が成立しました。しかし，機関委任事務のうち４５％は「法定受託事務」とされて，実質的な機関委任事務として残され，税財源の移譲はまったくなされず，「補助金行政」も残され，また，自治体の固有事務である「自治事務」に対しても義務の伴った国の是正要求ができるなど，問題は依然として残っています。

今日，地方財政危機が言われていますが，「三割自治財政」を改め，地方財政の自主性・自立性を確立すること，国庫補助金の徹底的な見直しと整備を行うこと，地方交付税の拡充と国から地方への一定の税源の移譲による地方税の改革が必要です。

他方，いわゆる市民オンブズマン活動に見られるように，市民の地方政治への直接参加運動が全国的に高揚し，その中で情報公開条例の制定やその運用改善の運動が発展し，全国各地の自治体で住民監査請求や住民訴訟が活発に行われるようになり，また，住民投票や条例の直接請求も全国的に積極的に行われだしてきています。

私たちは，これらの活動を支援するとともに，住民監査請求制度や住民訴訟制度を住民にとって真に利用しやすいものとするため，その改善に取り組みます。

23. 国際的人権保障システムの強化

国連に対する個人通報制度を定めた国際人権（自由権）規約の第一選択議定書の批准など，国内法を国際人権法の水準に引き上げる活動を推進し，国内人権救済機関とアジア人権保障機構の創設等に努め，国際人権活動へ積極的に参加します。

国際社会では，人権の国際的な保護・伸長のために，国際人権法及び国際的人権保障システムを強化する努力が続けられています。

日本の国内法を国際人権法の水準に引き上げるには，政府が態度を保留している，国連に対する個人通報制度を定めた国際人権（自由権）規約の第一選択議定書の批准など，国際人権法の批准を実現する必要があります。

また，アジア・太平洋諸国では，国連のパリ原則（１９９３年・国連総会第４８会期決議４８／１３４）にもとづく国内人権救済機関が次々と設立され，１９９６年には，各国の国内人権救済機関によって，「アジア・太平洋国内人権救済機関フォーラム」が設立され活動中です。

国際人権（自由権）規約委員会が日本政府に勧告したとおり，わが国も，早急に国内人権救済機関を設立して，フォーラムの活動に参加し，アジアにおいても「ヨーロッパ人権裁判所」のような人権保障機構が創設されるように，私たちは先頭に立って活動します。

課題実現のための制度改革

１．人権が保障されるためには，最終的には，司法制度により救済が行われなければなりません。

しかし，わが国司法の現状は，さまざまな人権擁護の課題に的確に対応しているとは言い難い状況です。そこで，わが国の司法制度を人権擁護の砦として機能するように，日弁連司法改革ビジョンにもとづく改革をはかります。

２．政府から独立した国内人権救済機関の創設に努力します。

現行の人権擁護制度に代えて，国連のパリ原則に則り，政府から独立し，独自の調査権限を有する実効的な国内人権救済機関の創設に取り組みます。

この「行動宣言」で述べたような権利・自由が，すべての市民のものとなるためには，司法が第一にその役割を果たさなければなりません。憲法の下における司法の役割は，一人ひとりが人間として尊重され，幸せに生活していけるよう，公正で公平に法が適用されることにより，人権その他の法的権利を擁護することにあるからです。

しかし，わが国司法の現状は，いまだその役割を十分に果たしているとは言い難い状況です。そこで，わが国の司法制度を人権の砦として作り変えるように，私たちは，「司法改革ビジョン」を発表し，

① 市民に身近な司法の実現と司法の容量の拡大

② 市民の権利の保障実現のため法律扶助法の制定，国費による被疑者弁護制度，国選弁護士付添人制度などの実現

③ 立法・行政に対する司法のチェックの充実・強化と社会のあらゆる分野に法と正義を行きわたらせること

などを目指し，これらを実現するために全力を尽くしています。

しかし，司法改革が達成されるまで，また，達成されたとしてもなお，人権侵害を受けている人々にとって，裁判所以外にも簡易かつ迅速に権利を回復する権限のある機関が必要です。なぜなら，裁判制度の利用には，問題を公開の場に持ち出す勇気，法的手続に習熟した代理人ないし援助者，少なくない費用と時間を必要とするからです。ですから権利侵害にあえいでいる人すべてが，直ちに裁判所に訴えるわけにはいかないのです。また，人道的，社会的にみて，深刻な人権侵害と認められる場合でも，法律の規定がなければ裁判所での救済は困難です。

世界各国の動きをみても，司法制度とならんで，国内の人権救済機関を設け，その活動によって簡易・迅速な人権救済を行っている国々が少なくありません。国連も，このような国内で独立した権限をもち，人権侵害に対処する機関の設置を提唱しており，そのための援助を続けています。

社会や企業内におけるいわれのない差別，警察官などの権力機関による人権侵害，学校での体罰やいじめ，家庭内暴力，また，多数決で合法的な形式をとるが，少数者の基本的人権を抑圧する法令や行政等，人権侵害の訴えがあれば，これを聴き，調査をし，侵害を認めれば是正を求める権限をもつ，政府から独立した国内人権救済機関が，わが国にも必要です。

１９９８年１０月に，スイスのジュネーブで開催された国際人権（自由権）規約委員会で，日本における人権規約の実施状況についての審査が行われました。

私たちは，審査に先だって，政府報告に対するカウンターレポートを提出し，日本の人権擁護機関は，行政からの独立性がなく，名誉職的な民間のボランティアによって支えられた組織で，現代の人権侵犯事件に適切に対応することが困難であり，パリ原則にもとづく国内人権救済機関の設置を検討すべきであると提言しました。

審査の結果，国際人権（自由権）規約委員会は，日本政府に対し，「政府から独立し，独自の調査権限を有する実効的な国内人権救済機関」の設置を勧告しました。

この勧告は，日本の人権擁護制度が法務省の監督下にあり，その権限は勧告を発することに厳しく限定されており，国内人権救済機関の国際基準である「パリ原則」に沿った「政府から独立し，実効的な国内人権救済機関」とは認め難いとの委員会の認識にもとづきます。

日本政府も認めるとおり，現行の人権擁護制度の主たる使命は，人権意識の啓発であり，また，侵犯事件の大きな部分を占める公権力による人権侵害について，救済の実績もなく，国際基準に則った人権救済機関の機能を有していません。

パリ原則に則った国内人権救済機関は，既にインド，インドネシア，フィリピン，スリランカ等のアジア諸国でも設置されており，１９９６年には「アジア・太平洋国内人権救済機関フォーラム」が結成され活動中です。

パリ原則が基準とする国内人権救済機関は，司法機関がもち得ない独自の調査権限をもちいて個別事件の審査・救済活動を行うばかりでなく，人権一般に対する国内状況の報告書の作成，人権改善のために政府に対する助言・勧告・提言，人権教育プログラムの作成・実施等を行います。その組織は，独自の財源を有し，多元性を保障された構成員等で独立性が確保され，市民からのアクセスが容易でなければなりません。

政府は，１９９７年に人権擁護推進審議会を設置し，人権が侵害された場合の救済方法について５年以内に答申するよう同審議会に諮問済みであり，国内外の状況は，日本においても，国内人権救済機関設置の気運が高まっていることを示しています。

パリ原則に則った国内人権救済機関の設立は，国内における人権状況を画期的に改善し，わが国が心豊かな社会となる途を開くものです。

日弁連は，かかる好機を逃すことなく，他のＮＧＯとも協力して，同機関の実現に全力を挙げて取り組みます。

以上のとおり，日弁連創立５０周年にあたり，「人権のための行動宣言」を公表します。